

第5章 母子保健

母子保健に関する取組を推進する国民運動計画「第2次 健やか親子21」及び安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり計画「第4次 岐阜県少子化対策基本計画」に基づき母子保健対策を推進した。

保健所では、母と子の健康サポート事業として、母子保健担当者研修会、母子保健担当者会議等を実施し、妊娠期から出産、育児期までの切れ目のない支援体制の充実を図った。

また、女性の健康支援センター相談支援事業として、いのちの教育、相談事業等を実施し、学齢期・思春期の子どもたちへ将来の安全な妊娠・出産・育児を迎えることができるよう普及啓発を行った。

令和元年12月6日の母子保健法の改正により、市町村において、出産後1年を経過しない産婦および乳児を対象とした産後ケア事業の実施が努力義務化（施行 令和3年4月1日）された。管内では法改正前から産後ケア事業を導入しており、恵那市では平成29年4月から、中津川市では令和元年7月から開始され、一早く産婦の心身のケアや育児のサポートに取組んでいる。